

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

謹賀新年

新型コロナの収束を
願い、本年もよろしく
お願い申し上げます



今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

1/11(月) 友引 成人の日、鏡開き
12(火) 先負 源泉所得税の納付期限(納期の特例適用者は20日)
13(水) 赤口 旧暦12月1日
14(木) 先勝
15(金) 友引
16(土) 先負
17(日) 仏滅 防災とボランティアの日、阪神大震災から26年

年末年始の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
12/28(月)	26,854 △197	103.46 ▼0.06
29(火)	27,568 △714	103.68 ▼0.22
30(水)	27,444 ▼124	103.32 △0.36
1/4(月)	27,258 ▼186	102.91 △0.41
5(火)	27,159 ▼99	102.93 ▼0.02
6(水)	27,056 ▼103	102.74 △0.19
7(木)	27,490 △434	103.36 ▼0.62
8(金)	28,139 △649	103.97 ▼0.61

1月から実施される主な制度等(税制以外)

◎著作権法の改正……ネット上に無断でアップロードされた著作物のダウンロード規制(違法ダウンロード)の範囲を音楽や映像に限らず、著作物全般に拡大します(有償著作物の違法ダウンロードを反復・継続して行った場合は刑事罰の対象)。なお、違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合は規制対象となり、軽微なものや著作権者の利益を不当に害しない特別な事情がある場合などは対象外となります。

◎育児・介護休業法施行規則等の改正……育児や介護を行う労働者に対する「子の看護休暇」や「介護休暇」について、①時間単位で休暇の取得ができる、②1日の所定労働時間に関係なく原則、全ての労働者が休暇を取得できるようになります。

◎地震保険料の改定……保険期間の開始日(中途付帯日・自動継続日を含む)が1月1日以降となる地震保険契約から保険料が改定されます(改定率は所在地や建物の構造で異なる)。また、長期契約(2~5年)に適用される割引率も改定されます。

◎緊急事態宣言(1都3県)……新型コロナの感染拡大により1都3県(東京、埼玉、千葉、神奈川)を対象に緊急事態宣言(1月8日~2月7日まで)が行われ、①不要不急の外出自粛、②飲食店等への20時までの営業時間短縮、③イベント等の人数制限、④テレワーク等の推進、などが要請されました。これに伴い、政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資の要件緩和(直近2週間以上の売上減少実績があれば対象)や、雇用調整助成金の特例措置に係る大企業(営業時間短縮に協力する飲食店等)の助成率引き上げも実施されます。

■この記事の詳細は、情報BOX201501

1月は税務事務が集中・お早目のご準備を!

- ★法定調書……源泉徴収票や報酬、料金、契約金、賞金などの支払調書と合計表を税務署に提出。
 - ★給与支払報告書……給与支払額に関わらず各人(昨年の途中で退職した人も含む)の本年1月1日現在の住所地を管轄する市町村等に、複写分と併せて2通とも提出。
 - ★償却資産申告書……本年1月1日現在所有する土地及び家屋以外の機械・備品などの償却資産について、市町村等の固定資産税課に提出。
 - ★新型コロナに伴う固定資産税等の減免申請……事業用家屋・償却資産に対する固定資産税等の減免措置を受ける場合は市町村等に申請。
- ※以上の提出期限は全て2月1日(月)です。

給与所得者等の還付申告について

令和2年分の所得税の確定申告は、本年2月16日~3月15日までとなります。

大部分の給与所得者は、年末調整で所得税が精算されているため、確定申告をする必要はありませんが、多額の医療費を支払った場合の医療費控除や、災害等で住宅や家財などに損害を受けた場合の雑損控除などを適用する場合は、還付を受けるための申告(還付申告)を行う必要があります。

なお、還付申告については、確定申告期間に関係なく1月から行うことができます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

- ①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
- ②記事下のBOX番号を入力し#。
- ③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和3年1月から実施される主な制度等（税制以外）の概要

◆著作権法の改正

・違法にアップロードされた著作物のダウンロード規制（私的使用であっても違法とする）について、対象を音楽・映像に限らず著作物全般（漫画・書籍・論文・コンピュータプログラムなど）に拡大します。

・国民の情報収集等を過度に萎縮させないよう、規制対象を違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合のみとするとともに、軽微なもの（漫画の1コマ～数コマなど）、二次創作・パロディ、著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合のダウンロードは規制対象外とします。

・正規版が有償で提供されている著作物の違法ダウンロードを反復・継続して行った場合は、刑事罰（2年以下の懲役・200万円以下の罰金）の対象となります。

◆育児・介護休業法施行規則等の改正

・育児や介護を行う労働者の「子の看護休暇」や「介護休暇」について、改正前の取扱いは半日単位での取得であり、1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できないことになっていましたが、改正後は「時間単位」での取得が可能となるとともに、原則として「全ての労働者」が取得できるようになります。

・時間単位とは1時間の整数倍の時間（1時間に満たない端数がある場合は切り上げ）をいい、法令で求められているのは、いわゆる中抜け（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中で再び戻ること）なしの時間単位休暇の取得です。

・時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができます。

◆労働者派遣法の改正

・派遣元事業主に対して、派遣労働者の雇入れ時に教育訓練や希望者に対して実施するキャリアコンサルティングの内容について、説明を義務付けます。

・派遣元と派遣先の間で締結される労働者派遣契約について、書面に限らず電磁的記録により作成することも認められます。

・派遣先における派遣労働者からの苦情について、特に派遣先に課されている労働関係法令上の義務に関する苦情は、派遣先において誠実かつ主体的に対応することが指針に明記されました。

・日雇派遣において、労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって契約解除が行われた場合に、派遣元事業主は新たな就業機会の確保ができない場合でも、休業等により雇用維持を図り、休業手当の支払等の労働基準法等に基づく責任を負うことが明確化されました。

◆地震保険料の改定

・地震保険は、法律に基づいて、国と民間損害保険会社が共同で運営している制度であり、今回の保険料の改定は、3段階改定（1回目：平成29年、2回目：平成31年）の3回目となります

・地震保険の始期日（中途付帯日・自動継続日を含む）が令和3年1月1日以降となる契約より改定が行われ、所在地（都道府県）や建物の構造で改定率は異なりますが、全国平均で5.1%の引上げとなります。

・また、長期契約（2～5年）に適用される割引率（長期係数）も改定されます。

◆緊急事態宣言（1都3県）

・1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）を対象に、令和3年1月8日～2月7日を期間として、緊急事態宣言が行われました。

・政府が講じる基本的対処方針では、特に20時以降の不要不急の外出自粛、飲食店等に対する20時までの営業時間短縮、イベント等は規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿った開催制限、「出勤者の7割削減」を目指し、テレワークやローテーション勤務などの取り組みを推進、などが要請されています。

・緊急事態宣言に伴い、政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資の売上減少要件の緩和（直近2週間以上の売上減少実績があれば対象とする）や、雇用調整助成金の特例措置に係る大企業※の助成率引上げ（最大10/10）が実施されます。

※知事への要請を受けて、営業時間の短縮、休業、収容率・人数上限の厳格化、飲食提供の自粛に協力する事業主が対象。